

新たな規制値設定のための基本的な考え方

— 厚生労働大臣発言要旨（平成23年10月28日閣僚懇談会） —

- 1 現在の暫定規制値は、食品から許容することのできる線量を、放射性セシウムでは、年間5ミリシーベルトとした上で設定している。
この暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、厚生労働省としては、より一層、食品の安全と安心を確保するため、来年4月を目途に、一定の経過措置を設けた上で、許容できる線量を年間1ミリシーベルトに引き下げることを基本として、薬事・食品衛生審議会において規制値設定のための検討を進めていく。
- 2 年間1ミリシーベルトとするのは、
 - ① 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること
 - ② モニタリング検査の結果で、食品中の放射性セシウムの検出濃度は、多くの食品では、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあることから、国民の皆さまの御意見の大勢を踏まえ、多くの専門家の御意見も伺った上で、判断したものである。
- 3 今後、こうした考え方を基本として、
 - ① 子どもへの影響について具体的にどのような配慮を行うか
 - ② 規制値を設定する際の食品のカテゴリーとその割り当て方法をどうするか
 - ③ 放射性セシウム以外の放射性元素の取扱いをどうするか等について科学的知見に基づく検討を進めていく。